



様式第2号（第6条、第7条、第9条、第10条関係）

一般廃棄物再生利用業指定証

阿南環管第207号  
令和3年11月8日

住所 阿南市桑野町尾花117番地  
(所在地)  
氏名 有限会社 青藍  
代表取締役 青木 裕之

阿南市長 表原立磨



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指定年月日	令和3年11月20日	
指定番号	第9号	
事業の範囲	事業の種別	再生活用、再生輸送
	取り扱う一般廃棄物の種類	剪定枝、伐採木、根株、流木類及び災害により発生又は自己解体した木くず類
再生利用の目的	破碎後、再生合板の原料、ボイラー施設の助燃料（チップ）として売却する。	
指定期間	令和3年11月20日から令和5年11月19日まで	
指定条件	裏面のとおり	

- 注 1 一般廃棄物再生利用業の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
- 2 次に掲げる場合は、市長に届出ること。
- (1) 氏名又は住所、事業所の所在地等を変更したとき。
- (2) 一般廃棄物再生利用業の全部又は一部を廃止したとき。

指 定 条 件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合すること。
2. 指定証は、呈示できるよう携帯すること。
3. 収集・運搬中においては、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れな  
いようにすること。
4. 暴力行為等により社会的信用を失墜し、又は経済的信頼を欠くに至ることが予測さ  
れる場合は、指定を取り消す。
5. 指定車両は、下記のとおりとする。

指定車両自動車登録番号							
徳島	130	か	1155	徳島	100	か	2980
徳島	100	さ	9864	徳島	100	あ	3109
徳島	400	あ	868	徳島	130	あ	1711
徳島	100	あ	1623	徳島	100	か	1472
徳島	11	い	3161	徳島	11	け	937
徳島	130	あ	1721	徳島	130	い	1712
徳島	100	す	120	徳島	100	あ	3453
徳島	130	き	1717	徳島	400	あ	913
徳島	130	あ	1713	徳島	800	さ	9646
徳島	100	あ	2403	徳島	100	か	3473
徳島	800	さ	7673	徳島	100	か	3296
徳島	130	い	1725	徳島	100	か	1489
徳島	100	わ	364	徳島	100	か	3130
徳島	100	す	2747	徳島	100	え	326
徳島	400	わ	827	徳島	100	え	493
徳島	100	あ	2853	徳島	130	あ	1715
徳島	130	あ	1720	徳島	400	わ	643
徳島	400	わ	527	徳島	130	い	1718
徳島	100	か	2937	徳島	100	か	3663
徳島	100	か	2960				